

北海道石狩後志海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
石海区第1号	石狩湾漁業協同組合	石狩市 厚田区地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院多角点 №.78296から129度19分46秒 3 63. 48メートルの点 点1 基点第1号から210度24分30秒 3. 938. 59メートルの点 点2 基点第1号から252度47分36秒 2. 543. 48メートルの点 点3 基点第1号から252度30分16秒 2. 342. 24メートルの点 点4 基点第1号から206度 8分00秒 3. 626. 90メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	石狩市厚田区	区画漁業を営んでいる水面の 周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
石海区第2号	石狩湾漁業協同組合	石狩市 厚田区地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院多角点 №.78296から129度19分46秒 3 63. 48メートルの点 点1 基点第1号から223度8分13秒 9. 024. 38メートルの点 点2 基点第1号から257度10分55秒 7. 505. 72メートルの点 点3 基点第1号から260度43分32秒 5. 974. 19メートルの点 点4 基点第1号から219度4分58秒 8. 276. 24メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	石狩市厚田区	区画漁業を営んでいる水面の 周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
石海区第3号	石狩湾漁業協同組合	石狩市 厚田区地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院多角点 №.78296から129度19分46秒 3 63. 48メートルの点 点1 基点第1号から223度58分33秒 11. 963. 17メートルの点 点2 点1から164度17分14秒 3. 518. 19メートルの点 点3 点4から164度21分32秒 3. 526. 75メートルの点 点4 基点第1号から260度5分2秒 12. 331. 02メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	石狩市厚田区	区画漁業を営んでいる水面の 周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
石海区第4号	石狩湾漁業協同組合	石狩市 浜益区地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 浜益漁港北防波堤灯台(北緯 43度36分08秒 東経141度22分47. 89秒) 点1 基点第1号から248度28分45秒 13. 910. 54メートルの点 点2 基点第1号から272度37分52秒 12. 965. 93メートルの点 点3 基点第1号から280度59分58秒 8. 386. 63メートルの点 点4 基点第1号から244度40分34秒 9. 302. 81メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	石狩市浜益区	区画漁業を営んでいる水面の 周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
石海区第5号	石狩湾漁業協同組合	石狩市 浜益区地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 浜益漁港北防波堤灯台(北緯43度36分08秒 東経141度22分47. 89秒) 点1 基点第1号から215度51分48秒 5. 726. 89メートルの点 点2 基点第1号から222度21分20秒 4. 928. 12メートルの点 点3 基点第1号から213度53分41秒 4. 536. 46メートルの点 点4 基点第1号から208度17分29秒 5. 411. 34メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	石狩市浜益区	区画漁業を営んでいる水面の 周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
石海区第6号	石狩湾漁業協同組合	石狩市 浜益区地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 幌灯台(北緯43度38分38. 47秒 東経141度21分07. 94秒) 点1 基点第1号から331度43分24秒 6. 613. 27メートルの点 点2 基点第1号から336度53分55秒 7. 962. 58メートルの点 点3 基点第1号から339度35分29秒 7. 812. 12メートルの点 点4 基点第1号から334度51分12秒 6. 431. 32メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	石狩市浜益区	区画漁業を営んでいる水面の 周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
寿海区第1号	寿都町漁業協同組合	寿都郡寿都町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 陣屋 点1 基点第1号から67度1分38秒 895. 8メートルの点 点2 点1から182度34分27秒 461. 5メートルの点 点3 点2から241度14分27秒 234. 3メートルの点 点4 点3から2度34分27秒 475. 7メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の 周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
寿海区第2号	寿都町漁業協同組合	寿都郡寿都町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 基点第1号から47度11分17秒 3、874.49メートルの点 点2 点1から89度30分00秒 1、905.00メートルの点 点3 点2から186度56分26秒 1、661.40メートルの点 点4 点3から102度17分52秒 238.37メートルの点 点5 点4から187度42分39秒 614.01メートルの点 点6 点5から263度23分19秒 275.22メートルの点 点7 点6から185度16分24秒 296.86メートルの点 点8 点7から258度55分25秒 809.31メートルの点 点9 点8から349度35分45秒 255.02メートルの点 点10 点9から256度08分04秒 1、094.08メートルの点 点11 点10から344度45分30秒 250.13メートルの点 点12 点11から263度47分06秒 284.91メートルの点 点13 点12から347度37分56秒 401.20メートルの点 点14 点13から58度05分39秒 324.58メートルの点 点15 点14から351度14分54秒 230.53メートルの点 点16 点15から74度33分42秒 899.12メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
寿海区第3号	寿都町漁業協同組合	寿都郡寿都町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X＝－128345.302 Y＝6386.654（座標系11系） 点1 基点第1号から293度56分33秒 3、134.46メートルの点 点2 点1から307度43分26秒 1、831.75メートルの点 点3 点2から44度14分01秒 3、376.88メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、かき養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
寿海区第4号	寿都町漁業協同組合	磯谷郡蘭越町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D19 点1 基点第1号から234度30分 1、765メートルの点 点2 基点第1号から272度30分 1、230メートルの点 点3 基点第1号から267度00分 740メートルの点 点4 基点第1号から220度00分 1、465メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
岩海区第1号	岩内郡漁業協同組合	岩内郡岩内町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点水D5から251度30分 176メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点No.7（北海道水産林務部三角点水D6～）から30度00分 37.50メートルの点 点1 基点第1号から307度00分 1、650メートルの点 点2 基点第2号から289度00分 4、900メートルの点 点3 基点第2号から306度00分 3、800メートルの点 点4 基点第1号から307度00分 800メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖、かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	岩内町及び共和町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
泊海区第1号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡泊村地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X＝－105255.730 Y＝20587.960（座標系11系） 点1 基点第1号から236度32分03.22秒 3、125.325メートルの点 点2 点1から136度35分31.85秒 870.737メートルの点 点3 点2から146度06分14.51秒 1214.709メートルの点 点4 点3から230度56分04.24秒 2、322.04メートルの点 点5 点4から326度21分37.43秒 3、090.288メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
泊海区第2号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡泊村地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X＝－105255.73 Y＝20587.96（座標系11系） 点1 基点第1号から222度55分02.61秒 1、818.139メートルの点 点2 点1から235度50分09.23秒 986.025メートルの点 点3 点2から336度15分12.47秒 1、742.314メートルの点 点4 点3から63度08分41.87秒 997.86メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
泊海区第3号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡泊村地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域のうち、最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第1号 X＝－104496.88 Y＝19974.49（座標系11系） 点1 基点第1号から281度33分16秒 3.36メートルの点 点2 点1から164度58分39秒 40.00メートルの点 点3 点2から254度58分39秒 30.00メートルの点 点4 点3から344度58分44秒 40.00メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
神海区第1号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡神恵内村地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 泊村と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 龍神岬から175度00分 670メートルの点 点1 基点第1号から247度30分 2、350メートルの点 点2 基点第2号から247度30分 2、450メートルの点 点3 基点第2号から247度30分 960メートルの点 点4 基点第1号から247度30分 850メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	神恵内村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
神海区第2号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡神恵内村地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X=-89135.341 Y=7720.748(座標系11系) 点2 X=-89134.116 Y=7712.394(座標系11系) 点3 X=-89123.322 Y=7707.415(座標系11系) 点4 X=-89045.857 Y=7719.518(座標系11系) 点5 X=-89047.076 Y=7732.839(座標系11系)	第一種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	神恵内村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
小樽海区第1号	小樽市漁業協同組合	小樽市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 北緯43度15分10.9秒 東経140度57分32.4秒 点2 北緯43度15分16.2秒 東経140度58分24.6秒 点3 北緯43度15分26.5秒 東経141度00分04.7秒 点4 北緯43度16分23.8秒 東経140度59分28.2秒 点5 北緯43度16分54.7秒 東経140度58分54.9秒 点6 北緯43度16分42.2秒 東経140度57分36.0秒 点7 北緯43度16分19.3秒 東経140度56分37.7秒 点8 北緯43度16分15.4秒 東経140度56分33.6秒 点9 北緯43度15分38.4秒 東経140度57分08.3秒 点10 北緯43度15分16.7秒 東経140度57分24.4秒	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小樽市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。